

業務委託説明書

下関市

施 工 年 度	令和 7 年度	業 種	建設コンサルタント
業 務 名	唐戸公園再整備事業に伴う計画作成業務		
実 施 場 所	下関市南部町		
入 札 執 行 場 所	下関市役所（本庁） 西棟 5 階 大会議室 C		
委 託 期 間	着手の時期 : 令和 年 月 日 完成の時期 : 令和 8 年 2 月 2 7 日	委託日数	日間
契 約 保 証 金	免除	納付 (契約金の 1 0 0 分の 1 0 以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。)	
契 約 の 条 件	下関市契約規則（平成 2 1 年規則第 2 9 号）、下関市工事等一般競争入札実施要領（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）及び下関市工事等請負契約入札心得（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）による。		
契 約 書 約 款	業務委託契約書のとおり		
指 示 事 項 等	別紙「入札条件および指示事項」のとおり		
業 務 委 託 内 容	(委託概要) ・測量業務 一式 ・調査業務 一式 ・設計業務 一式 (業務委託説明時に掲示するその他の図書) ・特記仕様書 ・設計図 ・設計書 ・設計計算書等		
質 問 へ の 回 答	回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。		

入札条件および指示事項（業務委託編）

第1章 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、設計図書、入札用業務費内訳書及び現場を熟知し、業務期間、業務委託内容等を確認のうえ見積り、入札すること。
また、設計図書等に疑義がある場合には、指定された期日までに契約課に質問を行うこと。
- (5) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書等に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1) 異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を契約課へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

(3) 回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金

落札者は、業務委託説明書において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者および照査技術者等

(1) 管理技術者

ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(2) 照査技術者

ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

第2章 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書（最新版）
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 市内産資材並びに市内代理店等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達に当たり、市内産資材（市内工場で製造した製品）並びに、市内代理店等から購入することを優先すること。

6 市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする業務委託については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n 市役所の趣旨を踏まえ、市内業者を優先して活用すること。

7 テクリスの登録

受注者は、請負代金額100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ② 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ③ 変更時登録データの提示期限は、変更があった日から、15日以内（土日・祝日を除く）とする。

なお、変更登録は、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更が生じた場合行うもの

とする。

8 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、請負代金額100万円以上の場合、業務完了後、10日以内（土日・祝日を除く）に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを発注者に提出すること。

9 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」別紙1 工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、指名停止措置を行うことがある。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の業務委託契約書により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

10 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、本市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取組には受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務管理や業務の実施などに当たり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

(1) 環境法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、事故内容（原因、経過、被害等）は、速やかに報告書として提出すること。

(3) 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、苦情内容（苦情者、原因、経過等）

は、速やかに報告書として提出すること。

(4) 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- ア 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- イ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- ウ 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- エ 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- オ 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- カ リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- キ 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- ク 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

測量業務条件書

細別	条件等
	この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。 なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。
工程及び条件	☐ 関連する別途業務 他業務名 () 発注者 () 他業務概要 () 影響内容 () 開始、完了時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により未成立のもの 関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により付された条件 関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時期 () 備考 ()
打合せ	☒ 打合せ回数 回数 (3 回) ☒ 初回 ☒ 中間 (1 回) 打合せ時期 () ☒ 成果品納入時 備考 ()
部分引渡し	☐ 成果品の部分引渡し 引渡し時期 () 指定部分 () 備考 ()
資料の貸与	☐ 別途業務で作成済（作成中）の資料の貸与 業務名 () 貸与時期 () 貸与資料 () 備考 ()
その他	☐ 特許権等の使用 名称 ()

設計業務条件書

細別	条件等
	この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。 なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。
工程及び条件	☐ 関連する別途業務 他業務名 () 発注者 () 他業務概要 () 影響内容 () 開始、完了時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により未成立のもの 関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	☐ 関係機関および地元との協議により付された条件 関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時期 () 備考 ()
打合せ	☒ 打合せ回数 回数 (5 回) ☒ 初回 ☒ 中間 (3 回) 打合せ時期 () ☒ 成果品納入時 備考 ()
他機関等との協議 資料作成	☒ 協議資料作成 協議する他機関 (山口県、国) 協議予定時期 () 協議資料提出時期 () 協議内容 (県有地占用許可協議、国道施工協議) 備考 ()
部分引渡し	☐ 成果品の部分引渡し 引渡し時期 () 指定部分 () 備考 ()
資料の貸与	☐ 別途業務で作成済 (作成中) の資料の貸与 業務名 () 貸与時期 () 貸与資料 () 備考 ()
その他	☐ 特許権等の使用 名称 ()

特 記 仕 様 書

1：業務名 唐戸公園再整備事業に伴う計画作成業務

2：業務目的

本仕様書は、老朽化した唐戸公園の再整備を目的とし、その整備工事に係る測量業務及び設計業務を行うものである。

3：委託期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

4：委託場所 下関市南部町

5：提出書類

本業務を実施するにあたり受注者は、下記の書類を作成し提出するものとする。

- ・業務計画書
- ・工程表
- ・管理技術者及び照査技術者届出書
- ・その他監督職員の指示による書類

6：業務概要

本業務内容は以下のとおりである。

1. 測量業務

現地測量：N=1式(都市近郊/平地：縮尺1/250、A=0.004km²)

基準点測量：4級基準点(都市近郊/平地：伐採なし) N=4点

水準測量：L=2.00km(3級水準測量観測)

河川位置測量：N=1式(作業計画、現地踏査、観測基標測量、法線測量)

1) 現地測量

設置された4級基準点から測量機器を用いて土地の地形・地物・標高などを現地で観測し、平面図(1/250)の作成を行う。

2) 4級基準点測量

既設の基準点を与点として、後続作業の利用を考慮し、新点を設置する。設置個所については、原則として官地内に設置するものとする。

3) 水準測量

既設の基準点を与点として、後続作業の利用を考慮し、新点を設置する。設置個所については、原則として官地内に設置するものとする。

4) 河川位置測量

①作業計画

測量作業に必要な状況を把握し、資料の収集、計画路線の踏査、作業方法、作業工程、作業班編成、使用器材等を計画する。

②現地踏査

現地において調査区域の確認及び状況を把握し、基準点・水準点等の現況を調査する。

③観測基標測量

地理情報を正確に把握し、様々な用途に役立てるための基礎データとして、基準点となる情報を測定し、土地の地形、位置関係、標高などを正確に把握。

④法線測量

設計図面に基づいて現場で法線（平面上の中心線や軸線）の位置を正確に確定するための測量作業。

5) 試掘

地中の埋設物調査および水路の位置調査を事前に行う（N=4箇所）。

2. 調査業務

目視点検 : N=1業務(既設水路点検)

1) 目視点検

水路の構造や周辺環境を目視で、劣化の状態や変状などを確認し、詳細な調査箇所を特定したり、機能低下の防止や安全性の確保。

3. 設計業務

基本計画 : N=1式(現況把握・敷地分析、計画内容の検討および方針設定、基本計画図の作成)

実施設計 : N=1式(実施設計の検討、実施設計図の検討、数量計算、概算工事費の算出、実施設計説明書の作成、照査)

協議資料作成 : N=1式(県有地占用許可協議資料作成、国道施工協議資料作成)

1) 基本計画

①現況把握・敷地分析

計画条件の把握、計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理。

②計画内容の検討および方針設定

基本方針、空間構造および環境の保全と創出に関する検討と設定。

③基本計画図の作成

実測平面図に基づいた基本設計、施設及び植栽等に関する図面の作成。

2) 実施設計

①実施設計の検討

基本設計内容の整合性確認、安全性・機能性に関する検討と設定。

②実施設計図の作成

実測平面図に基づいた実施設計、施設及び植栽等に関する図面の作成。

③数量計算

上記作成の設計図等により数量算出要領に基づく施工数量や材料の計算を各項目毎に算出。

④概算工事費の算出

単価、見積りなどに基づいた工事費の算出。

⑤実施設計説明書の作成

検討資料を取りまとめた報告書を作成。

⑥照査

照査技術者による設計方法や手法の妥当性および成果品の照査を実施。

3) 協議資料

①県有地占用許可協議資料

②国道施工協議資料

7：打合せ協議

実施設計に伴い必要な関係官公庁、機関等との協議は遺漏ないように実施する。なお、打合せ回数は、以下のとおりである。

測量業務 着手時 1 回、中間 1 回、完了時 1 回

設計業務 着手時 1 回、中間 3 回、完了時 1 回

8：関係法令等

本業務は山口県業務委託共通仕様書（最新版）及び本特記仕様書に準拠するほか、関連する法令や関連計画等に基づき遂行するものとする。

9：成果品の検査・納品

本業務の成果品については、管理技術者の立会の上で発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

10：成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 業務報告書 (A 4 版) 2 部 (正・副)

(2) 協議録 1 式

(3) 電子データ (C D) 1 式

(4) 以上原図、原稿 1 式

(5) その他資料 1 式

11：その他特記事項

本業務に関して、協議の段階等で必要な資料作成や作業が発生した場合には本作業の中で対応するものとする。

業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した

と認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☒ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☒ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する または ※1の際には、精度管理を照査 と読み替えるとともに、照査技 術者を配置する
☐ 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

※1 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による低入札価格調査の対象
であるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・ 配置しない
資格要件	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2} ただし、業務委託金額が100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>
※ 本業務で求める資格 ・技術士の部門：<u>建設</u> 部門 (技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。) ・RCCMの専門技術部門：<u>造園、河川</u> 部門 ・国土交通省登録技術資格：<u>別紙3</u> による ・技術管理者の登録部門：<u>造園、河川</u> 部門 ・土木学会認定技術者①：<u>流域・都市</u> 分野 ・土木学会認定技術者②：<u>河川・流域</u> 分野 ①:特別上級技術者、上級技術者(コースA)、1級技術者(コースA) ②:上級技術者(コースB)、1級技術者(コースB)		

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 測量業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する ・ 配置しない
資格要件	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 48 条に規定する測量士	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

